

石川県こども・若者の自殺危機対応チーム事業実施要領

1 目的

近年、全国的にこども・若者の自殺者数が増加しており、その対応は喫緊の課題である。こども・若者が自殺に至る背景や要因は多岐にわたり、自殺未遂歴や自傷行為など自殺リスクが高いこども・若者と向き合う学校や市町など地域の支援者は対応に苦慮している実態がある。

こうした状況を踏まえ、本県では「こども・若者の自殺危機対応チーム（以下「危機対応チーム」という。）」を設置し、地域の支援者等に対し専門的な相談、助言を行うことによってこども・若者の自殺防止を図るとともに、地域の自殺防止に係る支援体制の強化を図る。

2 実施主体

石川県

運営事務局は、県こころの健康センターに置く。

3 事業内容

- （１）危機対応チームによるこども・若者の支援機関および地域支援者に対する支援
- （２）ケース検討会議
- （３）チーム運営会議

4 対象者

本事業の対象者は、自殺リスクの高いこども・若者を身近で支援している学校や市町等の地域支援者とする。

※自殺リスクの高いこども・若者

- ①自傷行為の経験がある
- ②自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない
- ③自殺未遂歴がある 等

5 危機対応チームによる地域支援者に対する支援

- （１）アセスメントや課題の整理

- (2) リスクの判断についての助言
- (3) 本人や家族に対する関わり方についての助言
- (4) 必要な医療等に関する助言
- (5) 必要な地域支援者の紹介
- (6) 学校等で開催されるケース会議等への参加
- (7) その他、必要とされる支援

7 支援の流れ

(1) 支援の申込み

- ①チーム支援を希望する地域支援者は、県こころの健康センターに事前に電話等により相談の上、支援要請シート（様式1）を提出する。

なお、公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校が申請する際は、県こころの健康センターに相談の上、支援要請シート（様式1）を管轄の教育委員会へ提出する。

教育委員会は、支援要請シート（様式1）を県こころの健康センターへ提出する。

- ②県こころの健康センターは、必要に応じて、地域支援者に対し電話等による調査を行う。（様式2を活用する。）

(2) 支援内容の決定・支援の実施

- ①県こころの健康センターは、事前相談等の内容を勘案し、支援にあたるチームメンバーを選定し、ケース検討会議に向け日程調整・会議通知を行う。

- ②ケース検討会議を開催し、支援方針等を検討する。

- ③県こころの健康センターは、会議結果報告書（様式3）を作成し、支援要請元へ共有する。

- ④ケース検討会議における支援方針を踏まえ、必要に応じてチームメンバーは、地域支援者への支援を実施する。

(3) 支援結果の報告等

- ①支援にあたったチームメンバーは、支援報告書（様式4）により、支援結果を県こころの健康センターに報告する。

- ②県こころの健康センターは、支援状況の整理、進捗管理を行う。ま

た、必要に応じて、チーム内で状況を共有し、再度、ケース検討会議を開催するなど更なる支援を検討する。

③チーム支援を受けた地域支援者は評価票（様式 5）を記載し、県こころの健康センターへ提出する。

④地域支援者より得られた情報をもとに、ケース検討会議において支援の継続、終結を判断する。

8 ケース検討会議

- ・県こころの健康センター所長は、支援要請に基づきケース検討会議を開催する。
- ・ケース検討会議は、本要領の「5 危機対応チームによる地域支援者に対する支援」の方針及び結果の検証等を行う。
- ・ケース検討会議の庶務は、県こころの健康センターが処理する。

9 チーム運営会議

- ・県こころの健康センター所長は、チーム運営会議を開催する。
- ・運営会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - ①事業の実施状況、成果及び課題等に関すること
 - ②今後の事業方針の検討に関すること
 - ③その他、事業に関して必要な事項に関すること
- ・チーム運営会議の庶務は、県こころの健康センターが処理する。

10 情報セキュリティ

本事業においては個別ケースの情報（以下、「個人情報」）を扱うため、情報の取扱いについては十分注意し厳重に行うこと。また、チーム内での情報共有に当たっては、セキュリティ対策を万全にし、適切に行うこと。

（1）個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、チームメンバーとしての対応を依頼の際に以下の事項を厳守すること。

- ・チームメンバーとして知り得た個別ケースの情報については、許可を得ることなく、これを第三者に開示、漏洩、譲渡し、又は複製若しく

は自身のために使用しないこと。

- ・チームメンバーを辞した後も、前項を遵守すること。
- ・個人情報に記載された資料等の書類は、細心の注意をもって管理し、チームにおける支援終了後は、運営事務局に返却するか、又は、個人情報が漏洩しないよう確実な方法で廃棄処分すること。

(2) チーム内での情報共有

情報共有に当たっては、セキュリティ対策を万全に行い、情報漏洩のないよう適切に管理すること。

- ・電子データファイルを共有する場合はパスワードを付すとともに、パスワードは別途連絡するようにすること。
- ・データを保存したパソコン等電子機器を置き忘れる、画面を誰も見られる状態にする、といったことが無いよう、電子機器の取扱いに十分注意し、USB メモリ等、紛失の恐れの高い可搬記憶媒体は使用しないこと。また、使用するパソコンのセキュリティ対策を確実に行うこと。
- ・紙資料で共有・保有の場合は、置き忘れ、紛失等のないよう、厳重に管理すること。

(3) 不適切管理事案への対応

情報漏洩には至っていないが情報の不適切な管理が生じた場合は速やかに県障害保健福祉課および県こころの健康センターに報告するとともに、県障害保健福祉課および県こころの健康センターの指示に基づき情報漏洩防止策を速やかに実施すること。

(4) 情報漏洩事案への対応

情報漏洩が生じた場合は速やかに県障害保健福祉課および県こころの健康センターに報告するとともに、県障害保健福祉課および県こころの健康センターの指示に基づき速やかな対応を行うこと。